

令和7年度 建設業法に基づく監督処分（指示）

No	商号又は名称	代表者名	主たる営業所の所在地	許可番号	処分年	処分月	処分日	処分の内容(詳細)	処分の原因となった事実
1	株式会社森本組	森本 美奈	徳島市	徳島県知事(般-02)第847号	2025	5	8	<p>指示事項</p> <p>(1) 今回の事故の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>ア 今回の事故の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>イ 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。</p> <p>ウ 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。</p> <p>エ 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。</p> <p>(2) (1)の各号について講じた措置((1)に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。</p>	<p>令和6年6月17日、徳島市上八万町の道路修繕工事において、株式会社森本組の取締役が、法定の除外事由がないのに、労働者にドラグ・ショベルを用いて敷き鉄板をつり上げる作業をさせ、その主たる用途以外の用途に使用し、機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかった。その結果、別の労働者がドラグ・ショベルと普通貨物自動車の間に挟まれ、傷害を負った。</p> <p>これにより、会社が労働安全衛生法違反、取締役が労働安全衛生法違反及び業務上過失傷害により罰金刑の略式命令を受け、令和7年3月6日、その刑が確定した。</p>
2	株式会社トクバン	大町拓也	徳島市	徳島県知事(般-02)第070410号	2026	02	26	<p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>ア 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>イ 労働安全衛生法をはじめ建設業法等関係法令の遵守を営業所内に徹底するため研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に実施すること。</p> <p>ウ 営業所内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化すること。</p> <p>(2) (1)の各号について講じた措置及びそれ以外に講じた措置がある場合にはその措置を速やかに文書をもって報告すること。</p>	<p>令和5年11月23日、株式会社トクバンの労働者が、他社の敷地内におけるダクトの解体・設置工事の作業中に、脚立から落下し傷害を負い、4日以上休業を要した。そのため、同工事の現場責任者である株式会社トクバンの元取締役(傷害発生時は、取締役)は、遅滞なく労働者死傷病報告書を徳島労働基準監督署長に提出しなければならないのに、令和6年12月22日まで同報告書を提出せず、遅滞なく法令で定める報告を行わなかった。</p> <p>これにより、会社及び元取締役が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、令和7年12月3日、会社に、令和7年12月4日、元取締役に、その刑が確定した。</p>
3	あおき製作株式会社	青木太郎	徳島市	徳島県知事(般-07)第006515号	2026	03	06	<p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>ア 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、各営業所の職員を含む役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>イ 建設業法及びその他の関係法令を遵守し、適正に業務を行うこと。</p> <p>ウ 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。</p> <p>(2) (1)の各号について講じた措置及びそれ以外に講じた措置がある場合にはその措置を速やかに文書をもって報告すること。</p>	<p>あおき製作株式会社が、令和5年度に愛媛県松山市が発注した小学校の工事において、届出をしている営業所以外の営業所で、建設業の許可を受けた業種について営業を行い、建設業法第3条第1項に違反した。</p>